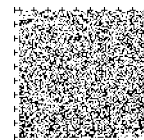


第7章 第1期ふじさわ障がい児福祉計画



1. 第1期ふじさわ障がい児福祉計画の基本的な考え方

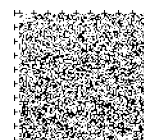
2018年（平成30年）4月に施行予定の改正児童福祉法では、障がい児通所支援や障がい児相談支援のサービス提供体制の推進や、重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児を対象に居宅で児童発達支援が利用できる「居宅訪問型児童発達支援」サービスの新設、「保育所等訪問支援」サービスの対象範囲の拡大（幼稚園や保育所等のほかに、乳児院・児童養護施設もサービス対象に含まれる）等が予定されています。また、医療的ケアを要する障がい児に対して適切なサービスや支援が提供できるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めること等も記されました。あわせて、障がい児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するために、各自治体において障害児福祉計画を策定することが定められました。

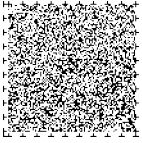
第1期ふじさわ障がい児福祉計画では、上記の改正児童福祉法の趣旨および、「『きらり ふじさわ』中間見直し」の基本理念である「すべての人が障がいの有無にかかわらず、お互いに助け合い、自分らしく生活できるまちへ」を踏まえ、障がい児本人が「最善の利益」を享受できるよう、国や神奈川県の方針や、本市の実情を踏まえ、障がい児支援サービスの見込み量等を定めたものです。

障がいの有無にかかわらず、子どもが自分らしく生活できるまちを実現するためには、障がい児を「障がいのある子ども」としてではなく、「子どもに対する様々な課題の一つとして障がいがある」という形で捉えていく必要があります。そのため、障がい児支援サービスのみならず、すべての子どもが有する当然の権利が保障されるよう子育て支援や、教育機関の支援、医療サービス等を一体的に提供しながら、地域全体で子どもの成長を育んでいくことが重要です。

こうした考えの下、本市では、2018年（平成30年）4月から、障がい児に関する様々な分野の相談から福祉サービスの決定までを一体的に行える相談窓口を設置し、障がい児に対して、子育て支援や教育機関等と連携した支援が提供できるように、庁内の相談支援体制の構築を図ります。

また、本市の「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」をはじめとした、保健・医療・教育など各分野の諸計画とも整合性を図りながら、障がい児施策の体系的な推進に努めます。





2. 障がい児支援の提供体制の整備について

国の基本指針においては、今回新たに策定する障害児福祉計画において、障がい児向けのサービス提供体制の計画的な構築に向けて地域支援体制を整備することが求められています。「『きらり ふじさわ』中間見直し」の計画期間中における、障がい児向けの支援体制の整備に関する本市の考え方は以下のとおりです。

(1) 児童発達支援センターについて

国の第1期障害児福祉計画に関する基本指針では、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所設置することとしています。

現在、本市では、市内に児童発達支援センターが2か所設置されています。そのうち、公施設である「藤沢市太陽の家・しいの実学園」を地域における障がい児やその家族への支援を行う中心的な施設と位置付け、障がい児の抱える困り事や相談ニーズを踏まえた上で、障がい児への支援体制の整備を図っていきます。

2020年度（平成32年度）における児童発達支援センターの設置状況については、引き続き2か所を維持することを目標とし、本市の相談窓口と連携することで、支援体制の充実に努めます。

(2) 保育所等訪問支援について

国の第1期障害児福祉計画に関する基本指針では、保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築することとしています。

現在、本市では、児童発達支援センター等で保育所等訪問支援事業を実施しています。しかしながら、訪問支援を実施できる支援員が不足しており、同サービスの利用は進んでいない現状があります。

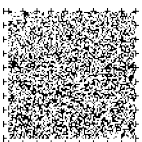
本市では、多くの方がサービスを利用できるように支援員の確保について検討し、障がい児が円滑に集団での生活ができるようなサービス提供体制の強化に努めます。

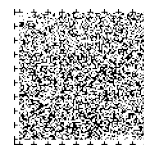
(3) 重症心身障がい児等の重度の障がい児へのサービス提供体制について

国の第1期障害児福祉計画に関する基本指針では、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所確保することとしています。

本市には、重症心身障がい児に対応可能な児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所が設置されておりますが、事業所全体に占める割合はまだ少なく、増加するニーズに対応しているとは必ずしもいえない状況です。

今後についても、重症心身障がい児に対応した事業所に対する支援を引き続き行い、サービス提供体制の強化に努めます。





(4) 医療的ケアが必要な障がい児支援のための関係機関の協議の場について
国の第1期障害児福祉計画に関する基本指針では、2018年度（平成30年度）末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための医療的ケア児のための協議の場を設けることが求められています。

本市においては、「藤沢市障がい者総合支援協議会重度障がい者支援部会」において、医療的ケア児を含む重度障がい児者に関する協議を進めてきました。また、湘南東部圏域においては、2017年（平成29年）3月より「重度障害者等の医療ケアに関する連絡会」が発足し、医療的ケアが必要な人に関する協議が始められています。

これら既存の協議の場を活用しながら、医療的ケア児の支援に関するあり方を検討し、2018年度（平成30年度）末までに、本市における医療的ケア児のための協議の場を定めることとします。

コラム④：児童福祉法の改正に伴うサービスの 신설および利用対象の拡大について

2018年（平成30年）4月の改正児童福祉法の施行に伴い、一部、新設や利用対象が拡大するサービスがあります。

1. 居宅訪問型児童発達支援の新設

外出することが困難なため、通所支援を受けることができない重度の障がい児に対するサービスとして、「居宅訪問型児童発達支援」が新設されます。

このサービスは、児童発達支援センター等の職員が障がい児の自宅を訪問し、日常生活において基本となる動作の指導や、知識技能の付与（例：絵のカードや写真を利用し、言葉を理解するための支援）を行います。

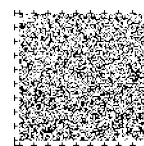
※2018年度（平成30年度）以降の利用量および利用者数の見込みについては、127ページを参照ください。

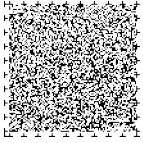
2. 保育所等訪問支援の利用対象の拡大

2018年（平成30年）4月以降、本サービスについては従来の利用対象（保育園や幼稚園、小学校、その他地方自治体が認定する児童が集団生活を行う施設（例：放課後児童クラブ）等を利用する障がい児）が拡大し、乳児院や児童養護施設に入所している障がい児も保育所等訪問支援を利用できるようになります。

なお、サービスの内容については、これまでと変更はありません。

※2018年度（平成30年度）以降の利用量および利用者数の見込みについては、126ページを参照ください。





3. 障がい児支援サービスの見込み量（平成 30 年度～平成 32 年度）

(1) 障がい児通所支援サービス

【見込み量設定の考え方】

障がい児通所支援サービスについては、アンケート調査や聞き取り調査等において障がい児の保護者からの利用ニーズが多くみられることや、障がい児数が増加していることから、今後もニーズが拡大することが予想されます。その結果、障がい児通所支援サービス全体については、引き続きサービス利用が増加するものと見込んでいます。

児童発達支援については、これまでの実績を踏まえた上で、未就学の障がい児の動向や、今後の障がいの早期発見への取組体制等を考慮して、サービス量を見込みました。

放課後等デイサービスについては、これまでの実績を踏まえた上で、就学期の障がい児の動向や特別支援学校に在籍する児童数、特別支援学級数の動向等を考慮して、サービス量を見込みました。

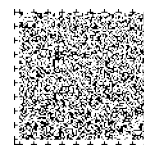
医療型児童発達支援については、これまでのところ利用実績はありませんが、就学前の肢体不自由児や重症心身障がい児の動向を考慮して、サービス量を見込みました。

保育所等訪問支援については、これまでの実績に加えて、障がい児の動向や保育所・幼稚園の設置状況、本サービスの周知に向けた取組状況等を考慮して、サービス量を見込みました。

（単位：上段・人日、下段・人/月）

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	3,497 人日 (405 人)	3,946 人日 (457 人)	4,395 人日 (509 人)
放課後等デイサービス	8,698 人日 (773 人)	9,531 人日 (847 人)	10,363 人日 (921 人)
医療型児童発達支援	0 人日 (0 人)	0 人日 (0 人)	20 人日 (1 人)
保育所等訪問支援	16 人日 (10 人)	26 人日 (16 人)	35 人日 (22 人)

注. () は、各年度 3 月時点の利用人数です。(以下同様)



(2) 居宅訪問型児童発達支援

【見込み量設定の考え方】

居宅訪問型児童発達支援は、児童福祉法の改正により、平成 30 年度から新設されるサービスです。サービス内容は、外出することが非常に困難な重症心身障がい児等の重度の障がい児を対象に、障がい児の居宅を訪問し、日常生活に必要な基本的な動作や知識を身に付けるための支援を実施するものです。

今後、創設されるサービスのため、利用実績はありませんが、未就学の重症心身障がい児の動向等を踏まえた上で、サービス量を見込みました。

(単位：上段・人日、下段・人/月)

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅訪問型児童発達支援	26 人日 (3 人)	35 人日 (4 人)	43 人日 (5 人)

(3) 障がい児相談支援

【見込み量設定の考え方】

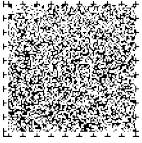
障がい児相談支援については、今後も障がい児サービスを利用する障がい児の増加が予想され、同支援に対するニーズの増大が見込まれますが、担い手となる相談支援専門員の不足が課題となっています。また、アンケート調査や聞き取り調査においても、障がい児相談支援に対するニーズがみられるほか、障がい児の抱える困り事の多様化・複雑化が進んでいることから、こうした現状に対応するために、相談支援専門員の人材確保等、障がい児に関する相談支援体制の拡充が急務となっています。

サービス量については、障がい児通所支援サービスの支給決定者数の動向や、支給決定者数のうち、相談支援事業所等を活用せず、障がい児の介護者自身が障がい児支援利用計画を策定する「セルフプラン」の割合、今後の相談支援事業所の動向等を踏まえつつ、本市の実情を考慮した上で、見込みました。

(単位：人/年)

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障がい児相談支援	280 人	355 人	430 人
(参考) 相談支援専門員の必要見込み数	61 人	66 人	71 人

注. 障がい児相談支援の利用人数は各年度末の実利用者数を示しています。



(4) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置
【見込み量設定の考え方】

医療的ケアに必要な障がい児が地域で日常生活を送るためには、保健、医療、障がい福祉等、関係分野において、必要な支援が適切に受けられることが重要です。また、関係分野が連携して支援するため、総合的な相談への対応かつ、総合的な調整が可能なコーディネーターの存在が必要となります。

本市においては、今後、医療的ケアに必要な障がい児のための協議の場を定めるとともに、県と連携し、コーディネーターの適切な配置を検討していきます。

こうした状況を踏まえ、平成 32 年度における、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを 1 人と見込みました。

(単位：人/年)

区分	平成 32 年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置人数	1 人

(5) 障がい児支援サービスの量と質の確保のための方策

近年、障がい児に対する支援ニーズの量の増加と質の多様化がみられ、障がい児支援サービスはその重要性を増してきています。そのため、本市においても、サービスの量と質の確保に向けた取組を積極的に進めます。

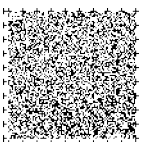
まず、市内の障がい児通所支援サービスの事業所数は増加傾向にあり、サービスの受け皿の拡充を歓迎する意見がある反面、サービスの質を担保するための取組が必要との意見も聞かれます。また、障がい児支援サービスを担う保育士等の人材が不足しており、特に、保育所等訪問支援については、一定の経験・技量をもった支援員の確保が難しいとの意見が聞かれています。

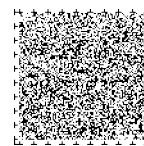
そこで、障がい児支援サービスを支える人材の確保および育成に関する支援を進め、障がい児支援サービスの量と質の確保を推進していくとともに、子育て施策とこれまで以上に連携していくことで、支援ニーズの多様化へ対応していきます。

また、医療的ケアが必要な障がい児が、必要なサービスを利用できるよう、取組を推進するとともに、関係機関と協議し、支援のあり方を検討していきます。

専門職が障がい児支援利用計画の策定を行う障がい児相談支援については、障がい児の保護者から、「障がい児」から「障がい者」への制度上の移行期における支援の継続性の確保や、相談先が見つからないことによる（やむをえない）セルフプランの選択などが問題として指摘されています。

そこで本市では、必ずしもすべての障がい児やその保護者が相談支援を受けられていない状況について、その背景や課題を分析した上で、障がい児相談支援が利用しやすい環境を整備するための取組を進めていきます。





【障がい児支援サービスの見込み量一覧】

区分		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
通所系 サービス	児童発達支援	3,497 人日 (405 人)	3,946 人日 (457 人)	4,395 人日 (509 人)
	放課後等デイサービス	8,698 人日 (773 人)	9,531 人日 (847 人)	10,363 人日 (921 人)
	医療型児童発達支援	0 人日 (0 人)	0 人日 (0 人)	20 人日 (1 人)
	保育所等訪問支援	16 人日 (10 人)	26 人日 (16 人)	35 人日 (22 人)
訪問系 サービス	居宅訪問型児童発達支援	26 人日 (3 人)	35 人日 (4 人)	43 人日 (5 人)
相談支援	障がい児相談支援	280 人	355 人	430 人
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数				1 人

注 1. 通所系サービス、訪問系サービスの見込み量は、各年度 3 月の利用分を示しています。

注 2. 障がい児相談支援の見込み量は、各年度末の実利用者数を示しています。

注 3. 人日は、利用見込み者数×1 か月あたりの平均利用日数で算出しています。

（参考）【市内におけるサービス提供事業所数】

2017 年（平成 29 年）11 月現在のサービス提供事業所数を基に、2020 年度（平成 32 年度）までのサービス見込み量の動向（障がい児相談支援については相談支援専門員の必要見込み数の動向）を考慮し、平成 32 年度のサービス見込み量を 1 事業所あたりの平均利用人数で除して、平成 32 年度のサービス提供事業所数を算出しました。

区分	平成 29 年 11 月時点	平成 32 年度の見込み
児童発達支援	18 か所	26 か所
放課後等デイサービス	39 か所	52 か所
医療型児童発達支援	0 か所	0 か所
保育所等訪問支援	3 か所	6 か所
居宅訪問型児童発達支援	—	1 か所
障がい児相談支援	12 か所	17 か所

